# (特別管理)産業廃棄物処分業

# 許可申請書作成のための手引き

(Ver. 1.02)

(平成26年3月改訂版)

秋 田 県

ての手引きは、秋田市を除く秋田県内で産業廃棄物の処分業の営業を行う場合に必要な許可申請を 行うための手引きです。秋田市内で産業廃棄物の処分の営業を行う場合は、秋田市長の許可が必要 です。

## 許可申請手続きにあたっての注意事項

- 1 この手引きは、法改正等により内容を随時更新(変更)します。利用の際は、最新のものであることを確認してください。
- 2 秋田県知事の許可は、秋田市を除く秋田県内で「産業廃棄物 処分業」の営業を行う場合に限ります。

(秋田市内で処分業を行う場合については、秋田市長の許可が必要です。)

3 許可申請は県の各保健所で受付けます。保健所へ来所される ときには、あらかじめ電話等で担当職員に予約をしてください。 なお、郵送による申請の受付けはしません。

(県外業者の方の申請窓口については、2~3頁を御覧ください。)

- 4 申請書の提出部数は1部ですが、保管用に控えを1部作成してください。
- 5 更新許可申請は、許可の有効年月日の2ヶ月前より受け付け ます。

有効年月日の間近に申請した場合、法の規定により許可が失効することはありませんが、更新後の新しい許可証が手元に無い期間が生じるおそれがあります。期間に余裕をもって、概ね30日前までに申請してください。

- 6 申請前に記入に漏れ・誤りがないか確認してください。 申請書類の内容に疑問点がある場合など、追加資料の提出を 求めることがあります。
- 7 更新又は変更の許可申請にあたって、従前の申請内容に関する変更届出等の手続きが適正に行われていない場合は、不許可 処分となる場合があります。
- 8 不許可となった場合でも、申請手数料は返還しません。

新しい許可証を交付する際には、<u>旧許可証を返納していただきます</u>。 許可証交付時に、必ず前の許可証を持参してください。

#### 第1章

#### 産業廃棄物処分業の許可について

産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する 都道府県知事の許可を受けなければなりません。

- (1) 秋田市を除く秋田県内で産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、秋田県 知事の許可を受けなければなりません。
- (2) 秋田市内で産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、秋田市長の許可を 受けなければなりません。
- (3) 施設区分別の処分業の許可の申請先について

Marin and Land	施設が固定	式施設の場合	施設が移動式施設の場合		
施設所在地					
又は	秋田市を除く		秋田市を除く		
<i>∠</i> (4	秋田県内に施	秋田市内に施設	秋田県内で	秋田市内で作業	
施設作業場所	設を設置する	を設置する場合	作業を行う場合	を行う場合	
	場合				
申請先	秋田県知事	秋田市長	秋田県知事	秋田市長	

- 注) 1 移動式施設で、秋田市を除く秋田県内、秋田市、他の都道府県等のそれぞれで 作業を行う場合、それぞれの処分業の許可が必要となります。
  - 2 固定式施設の場合、原則として、複数の都道府県等の許可を取得することはできません。

許可の有効期間は5年間です。ただし、更新許可申請の際に、優良事業者としての条件 を満たす場合は、許可の有効期間が7年間となります。詳細については申請窓口にお問い 合わせ下さい。

○ 秋田県外で発生する産業廃棄物を秋田県内に搬入し処分する場合には、「**秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例**(平成14年12月秋田県条例 第75号)」に基づく手続きが別途必要となります。

相談窓口:秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策班

TEL 018-860-1624 FAX 018-860-3835

#### 第 2 章

産業廃棄物処分業の許可の申請先について

秋田県知事の許可を取得しようとする方は、次の窓口に申請してください。

### (1) 本店所在地又は住所(主たる事務所)が、秋田県内にある場合

主要な処理施設等の設置場所を管轄する県の保健所に申請してください。 ただし、移動式処理施設の場合、駐機場所を管轄する県の保健所に申請してくだ さい。

#### (2) 本店所在地又は住所(主たる事務所)が、秋田県外にある場合

主要な処理施設等の設置場所を管轄する県の保健所に申請してください。 ただし、移動式処理施設の場合は、いずれの県の保健所においても申請が可能です。

注)「管轄する県の保健所」については、次ページの「許可申請先一覧」を参考にして ください。変更許可申請、更新許可申請、各種届出については、新規許可申請を行 った県の保健所が窓口となります。

#### (参考)

秋田市長の許可を取得しようとする場合は、下記に相談してください。

秋田市環境部廃棄物対策課

T011-0904

秋田市寺内字蛭根三丁目24番3号

TEL 0 18 - 866 - 2076

FAX 018-863-6700

## 許可申請先一覧

秋田県の保健所は、各地域振興局福祉環境部内にあります。

市町村	管轄保健所(申請先)
大館市	大館保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
鹿角市	〒018−5601
鹿角郡小坂町	大館市十二所字平内新田237-1
	TEL <b>0186-52-3953</b> (直通) FAX 0186-52-3911
北秋田市	北秋田保健所 環境指導課
北秋田郡上小阿仁村	環境・食品衛生班
	〒018−3331
	北秋田市鷹巣字東中岱76-1
	TEL 0186-62-1165(代表) FAX 0186-62-1180
能代市	能代保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
山本郡三種町、八峰町	〒016 −0815
	能代市御指南町1-10
	TEL 0185-52-4331(代表) FAX 0185-53-4114
男鹿市	秋田中央保健所 環境指導課
鴻上市	環境・食品衛生班
南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町、	〒018−1402
大隝村	潟上市昭和乱橋字古開172-1
	TEL 018-855-5173(直通) FAX 018-855-5160
由利本荘市	由利本荘保健所 環境指導課
にかほ市	環境・食品衛生班
	〒 0 1 5 − 0 0 0 1
	由利本荘市水林408
	TEL 0184-22-4121(直通) FAX 0184-22-6291
大仙市	大仙保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
仙北市	〒 0 1 4 − 0 0 6 2
仙北郡美郷町	大仙市大曲上栄町13-62
	TEL 0187-63-3683(直通) FAX 0187-62-5288
横手市	横手保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
	₸ 0 1 3 − 0 0 3 3
	横手市旭川1丁目3-46
	TEL 0182-32-4005(代表) FAX 0182-32-3389
湯沢市	湯沢保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
雄勝郡羽後町、東成瀬村	<b>₹</b> 0 1 2 − 0 8 5 7
	湯沢市千石町2丁目1-10
	TEL <b>0183-73-6157</b> (直通) FAX 0183-73-6156

## 第3章

## 産業廃棄物処分業許可申請書添付書類

許可申請書には次の書類を添付してください。

許可申請の種類別・申請者別添付書類一覧

	新	規	更新	• 変更	添 付 書 類
	法人	個人	法人	個人	
1	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	事業計画の概要を記載した書類
2	0	0	Δ	$\triangle$	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、
					断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図等
					(産業廃棄物処理施設の許可を受けた施設を除く。)
3	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\triangle$	$\triangle$	②に掲げる施設の所有権(又は使用権限)を有することを証する
					書類(例:土地登記簿謄本、売買契約書、建設機械登記簿謄本等)
4	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\triangle$	$\triangle$	産業廃棄物の中間処理を業として行う場合には、当該処分後の
					産業廃棄物の処分方法を記載した書類。
(5)	0	0	0	0	産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合は、海洋汚染及
					び海上災害の防止に関する法律第 13 条に規定する登録証の写
					L
6	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	0	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
					【例】産業廃棄物処分業の許可講習修了証の写し
7	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載
					した書類 (様式あり)
8	$\circ$		0		直前3年の各事業年度における次の書類
					7 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
					イ 法人税の確定申告書の写し
					ウ 法人税の納税証明書(税務署発行のもの「その1・納税額等証明用」)
9		$\circ$		0	資産に関する調書 (様式あり)
					直前3年の次の書類
					7 所得税の確定申告書の写し
					亻所得税の納税証明書(税務署発行のもの「その1・納税額等証明用」)
10	$\circ$		$\circ$		定款又は寄附行為の写し
					法人に係る登記事項証明書 (現在時効全部証明書等)
		$\circ$		0	住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)
11)					登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律第 10
					条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)
12	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
					(様式あり)

13		$\circ$		$\circ$	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人に係る
					次の書類
					ア 住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)
					/ 登記されていないことの証明書
14)	$\bigcirc$		$\circ$		役員(相談役、顧問等を含む。)に係る次の書類
					7 住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)
					/ 登記されていないこと <b>の証明書</b>
15	$\circ$		$\circ$		5/100 以上の株主又は出資者に係る次の書類(⑫と重複する者
					は省略可)
					7 住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)
					/ 登記されていないことの証明書
					ウ 法人現在事項全部証明書等(株主又は出資者が法人のとき)
16	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	申請者に政令で定める使用人がある場合は、その者に係る
					次の資料
					7 住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)
					<b>〈 登記されていないことの証明書</b>
17)	$\bigcirc$	0	$\triangle$	$\triangle$	【特別管理産業物処理業に限る】
					7 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類
					イ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が分析について十分な知識
					及び技能を有することを証する書類

(記号の意)○:必ず添付が必要。△:その内容に変更がない場合に限り、添付を要しない。

### ○ 登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明)

証明書の発行手続きは、最寄りの法務局・地方法務局(含む支局・出張所)にお尋ねください。なお、東京法務局のホームページにても御覧になれます。

→ http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i\_no\_02.html

## 【参考(H23.4月現在)】

□ 「(秋田) 地方法務局」においては、**直接窓口で手続きを行った場合**に、 発行されます。

> 〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎 秋田地方法務局戸籍課 電話 018-862-6531 (代表)

□ **郵送で申請する場合**は、「東京法務局」のみの取扱いとなります。 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局後見登録課 電話 03-5213-1234 ○ 新規・更新・変更許可申請において、過去5年以内に先行許可証があり、かつ、先行 許可に添付された住民票の写しの本籍・住所等の記載事項に変更がない場合、先行許 可証の提出により、⑪~⑯の書類の添付が不要です。

ただし、その際は住民 票の写し(本籍の記載のあるもの)のコピーを添付し、許可申請の際は先行許可証の原 本を持参してください。

- 直前2年分の事業年度に係る有価証券報告書を添付した場合は、®及び⑩の書類を省 略することができます。
- 各種証明書等の有効期限

許可申請書に添付する各種証明書等(登記事項証明書、登記簿謄本、住民票の写し等) は、申請書提出前の3ヶ月以内に発行されたものとしてください。

- 優良事業者に該当するとして更新許可申請を行う場合は、上記以外にも添付書類が必要となります。申請窓口にご相談下さい。
- O 申請手数料 (H23.4月現在)

<処分業>

<特別管理産業廃棄物処分業>

新規許可100,00円新規許可100,000円更新許可94,000円更新許可95,000円変更許可92,000円変更許可95,000円

※ 手数料の納付は、秋田県証紙でお願いします。

なお、秋田県証紙は、各保健所内の「秋田県食品衛生協会支所」でも取り扱っていますので、申請にあたり現金を持参していただいても結構ですが、不在の時がありますので事前に確認してください。

#### 許可取得後の注意事項

次のいずれかに該当する場合には、その廃止又は変更の日から10日以内に届出をしなければなりません。

- (1) 処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき。
- (2) 次の事項を変更したとき。
  - ① 住所
  - ② 氏名又は名称
  - ③ 次に掲げる者
    - イ 法定代理人
    - ロ 法人の役員
    - ハ 法人の5/100以上の株主又は5/100以上の出資者
    - ニ 政令で定める使用人
  - ④ 事務所及び事業場の所在地(住所を除く。)
  - ⑤ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規
  - ⑥ 産業廃棄物処分業者にあっては、保管の場所に関する次に掲げる事項
    - イ 所在地
    - 口 面積
    - ハ 保管する産業廃棄物の種類
    - ニ 処分等のための保管上限
    - ホ 保管の高さ
  - ⑦ 特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物、廃石綿等を除く)処分業者の使用人のうち特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者
- また、次の場合(事業の範囲の変更)には、変更許可が必要となります。
  - (1) 取り扱う産業廃棄物の種類を追加するとき。
  - (2) 処分の方法を追加するとき。
- ☆廃止・変更届出及び変更許可申請は、当初許可申請手続きを行った県の保健所で 行ってください。
- (廃止・変更届出書及び申請書の様式は、各保健所に備え付けてあります。)
- → 様式は、秋田県生活環境部環境整備課のホームページからダウンロードすることも 可能です。
  - (美の国あきたホーム>電子手続き>申請書ダウンロード>生活環境部>環境整備課>廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係)
- ☆欠格要件に該当するに至った場合は、2週間以内にその旨を届け出る必要があります。

## (参考資料1)

### 欠格要件について

許可の申請をする者が次のいずれかに該当するときは、許可できませんのでご注意ください。 (法第14条第10項第2号、法第14条の4第10項第2号)

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に基づく処分
  - ・ 浄化槽法及び同法に基づく処分
  - ・大気汚染防止法及び同法に基づく処分
  - ・騒音規制法及び同法に基づく処分
  - ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及び同法に基づく処分
  - ・水質汚濁防止法及び同法に基づく処分
  - ・悪臭防止法及び同法に基づく処分
  - ・振動規制法及び同法に基づく処分
  - ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律及び同法に基づく処分
  - ・ダイオキシン類対策特別措置法及び同法に基づく処分
  - ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び同 法に基づく処分
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定 (第31条第7項を除く。) に違反し、又は
  - ・刑法第204条(傷害)

第206条 (現場助勢)

第208条(暴行)

第208条の3 (凶器準備集合及び結集)

第222条(脅迫)

第247条(背任)

・暴力行為等処罰ニ関スル法律

の罪を犯し、

罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から5年を経過しない者

- ④ ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4又は第14条の3の2 (第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)
  - ・浄化槽法第41条第2項

の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 (許可を取り消された者が法人である場合には、その法人の役員\*1であった者で 取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

- ⑤ ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4又は第14条の3の2 (第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)
  - ・浄化槽法第41条第2項

の規定による許可の取り消しの処分に係る行政手続き法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の全部の廃止等を届出した者で、当該届出の日から5年を経過しない者

- ⑤ ⑤に規定する期間内に事業の全部の廃止等の届出があった場合において、⑤の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員<sup>1</sup>若しくは使用人<sup>\*2</sup>又は当該届出に係る個人の使用人<sup>\*2</sup>であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ⑦ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当 の理由がある者(改善命令等不履行、立入検査拒否又は忌避等)
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団 員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 9 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から® までのいずれかに該当するもの
- ⑩ 法人でその役員\*1又は政令で定める使用人\*2のうちに①から⑧までのいずれかに 該当する者のあるもの
- ① 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ② 個人で政令で定める使用人\*\*2のうちに①から⑧までのいずれかに該当する者のあるもの

#### ※1 役員とは

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者(5/100以上の株主又は出資者)を含みます。

#### ※2 政令で定める使用人とは

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいいます。

- ① 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、 廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限 を有する者を置くもの

## (参考資料2)

## 産業廃棄物の種類の具体例

産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物を取り扱う場合は、特別管理産業廃棄物処理業の許可が別に必要 となります。

	種 類	具 体 例
J.	①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
あ	②汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法によ
Ġ	(A1.71)	る余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
ゆ	③廃油	鉱物性油、動植物性油・潤滑油、絶縁油、淡緑油、切削油、溶剤、タールピッチ等
る	④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
事	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
業	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等、固形状・液 状のすべての合成高分子系化合物
活	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
動	⑧金属くず	鉄鋼、非鉄金属の被片、研磨くず、切削くず等
に		ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生じるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボー
伴	磁器くず	ド、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
う	⑩鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
ŧ	⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破 片その他これらに類する不要物
の	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によつて集められたもの
	③紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの)、パルプ
特定		製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くすと.同じ)、木材又は木製品製造業(家具製品製
事		造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類
業活		等、物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用した木製パレット、こん 包用木材
動に	⑤繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外 の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
伴う	⑥動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
もの	<b>①動物系固形不要物</b>	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
-	®動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑩動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
201	L 以上の産業廃棄物を処っ	 分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコン

|②以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコン |クリート固化物)

## (参考資料3)

#### 特別管理産業廃棄物の種類

平成26年3月現在

#### (注意事項)

- 1 事業の区分毎に特別管理産業廃棄物の種類を記述してください。
- 2 特別管理産業廃棄物の種類等については、政令改正に伴い追加・変更さる場合がありますので、 注意してください。(適宜、関係法令の確認をお願いします。)
- ・政令第2条の4第1号廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に限る。)
- ・政令第2条の4第2号廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)
- ・政令第2条の4第3号廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
- ・政令第2条の4第4号(感染性廃棄物である汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラス チック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、政令第2条第 13号廃棄物)
- ・政令第2条の4第5号イ (廃PCB等)
- ・政令第2条の4第5号ロ (PCB汚染物)
- ・政令第2条の4第5号ハ (PCB処理物)
- ・政令第2条の4第5号ニ(指定下水汚泥及びその処理物)

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ージクロロエタン、1,1ージクロロエチレン、シスー1,2ージクロロエチレン、1,1,1ートリクロロエタン、1,1,2ートリクロロエタン、1,3ージクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること。

・政令第2条の4第5号ホ(鉱さい及びその処理物)

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物の含有の有無を明記すること

- ・政令第2条の4第5号へ(廃石綿等)
- ・政令第2条の4第5号ト(水銀若しくはその化合物又は1,4-ジオキサンを含むばいじん)
- ・政令第2条の4第5号チ(ばいじん又は燃えがら及びその処理物)

カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること

- ・政令第2条の4第5号リ(廃油及びその処理物)
- ・政令第2条の4第5号ヌ(汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びその処理物)

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ージクロロエタン、1,1ージクロロエチレン、シスー1,2ージクロロエチレン、1,1,1ートリクロロエタン、1,1,2ートリクロロエタン、1,3ージクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4ージオキサン、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること

・政令第2条の4第6号 (輸入された廃棄物の焼却に伴って生じ集塵施設で集められたばいじん)

・政令第2条の4第7号 (輸入された廃棄物の焼却に伴って生じるダイオキシン類を含むばい じん、燃え殻)

・政令第2条の4第8号 (輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたダイオキシン類を含む汚泥)

・政令第2条の4第9号 (輸入された廃棄物のうち集塵施設で集められたばいじん)

・政令第2条の4第10号 (輸入された廃棄物のうちダイオキシン類を含む燃え殻)

・政令第2条の4第11号 (輸入された廃棄物のうちダイオキシン類を含む汚泥)

#### (参考)

令第2条の4第5号に揚げる廃棄物を「特定有害産業廃棄物」という。

# (特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書及び添付書類チェックリスト<br/>(法第 1 4 条 第 6 項、法第 1 4 条 の 4 第 6 項)

	適否
申請書は正本1部作成されているか。 申請者若しくは行政書士が直接来所(行政手続代行または行政手続代理)して申請してい	
るか。	
行政手続代行の場合は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を附記し、行政書士 名を記名して職印が押印されているか。また、行政手続代理の場合は、包括代理を内容と する委任状が添付されているか。(行政書士法)	
申請手数料分の秋田県証紙が添付されているか。	
0.申請書は定められた様式を使用しているか。 (規10条の4、規10条の16)	
(1) 申請者の住所、氏名等が記載されているか。 (氏名の記載については、記名押印 又は申請者本人の署名 (印鑑不要) のどちらでもよい。) (規10条の4第1項第1号、規10条の16第1項第1号)	
(2) 処分方法毎に区分して取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類が全て記載され 事業 ているか。 範囲 (規10条の4第1項第2号、規10条の16第1項第2号)	
取り扱う産業廃棄物の種類は適切か。	
施設の能力からみて、取扱うことができない廃棄物が含まれていないか。 (規10条の5第1項第1号規、10条の17第1項第1号)	
(3) 事務所:業に関する事務を行っている場所が記載されているか。 所在 (規10条の4第1項第3号、規10条の16第1項第3号)	
地 事業所:事業を行っている場所が記載されているか。 (規10条の4第1項第3号、規10条の16第1項第3号)	
(4) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力(最施設 終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)を記載しているか。 種類 (規10条の4第1項第5号、規10条の16第1項第5号)	
産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号が記載されているか。 (規10条の4第1項第6号、規10条の16第1項第6号)	
(5) 既に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合 番号 は、当該許可に係る許可番号(許可を申請している場合は、申請年月日)が全 て記載されているか。 (規10条の4第1項第4号、規10条の16第1項第4号)	
(6) 保管を行う場合には、保管の場所の所在地、面積及び保管する産業廃棄物の種保管 類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さが記載されているか。 (規10条の4第1項第7号、規10条の16第1項第7号)	
(7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要を記載しているか。 (規10条の4第1項第8号、規10条の16第1項第8号)	
(8) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法 定代理人の氏名及び住所が記載されているか。 (規10条の4第1項第9号、規10条の16第1項第9号→規9条の2第1項第7号)	
(9) 申請者が法人である場合には、法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員 (相談役、顧問を含む) の氏名及び住所が記載されているか。 (規10条の4第1項第9号、規10条の16第1項第9号→規9条の2第1項第8号)	
(10) 申請者が法人にある場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を 有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるとき は、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資を している者のなした出資の金額が記載されているか。 (規10条の4第1項第9号、規10条の16第1項第9号→規9条の2第1項第9号)	
(11) 申請者に令 6 条の 1 0 に規定する使用人がいる場合には、その者の氏名及び住所が記載されている か。 (規10条の4第1項第9号、規10条の16第1項第9号→規9条の2第1項第10号)	

1. 事業計画の概要を記載した書類が添付されているか。 (規10条の4第2項第1号、規10条の16第2項) (1) 事業の全体計画が記載されているか。 (2) 事業の目的を記載しているか。 (3) 廃棄物処理施設の構造に関しての事項が記載されているか。 (4) 廃棄物処理施設の維持管理に関しての事項が記載されているか。 (5) 処分する(特別管理)産業廃棄物の種類や処分方法にについて記載がされている か。 |廃棄物の種類毎の受託見込み(業種、事業所名等)が記載されているか。 (県外物の取り扱いについては事前協議が必要となる旨を理解しているか。) 処分(処分のための保管)の具体的な方法(廃棄物の種類、性状、有害物質の有無 の確認方法、飛散、流出、悪臭、振動、騒音防止対策等)、及び処分体制(施設 の概要、作業人員、保守点検、維持管理、従業員数)について記載しているか。 その他、環境保全のために講ずる措置は記載されているか。 2. 事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設 付近の見取り図を添付しているか。 また、最終処分場の場合、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図 面が添付されているか。 (規10条の4第2項第2号、規10条の16第2項) (1) 事業計画等と整合性が取れているか。 (2) 図面は日本工業規格等の製図の通則に従ったものか。 (3) 設計計算書の計算式、使用数値の根拠、出典等が明確となっているか。 (4) 図面上での施設の使用が明確になっているか。 (5) 取り扱う廃棄物の種類毎に適切な処理施設を有しているか。 (6) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、 並びに悪臭が発散しない措置を講じているか。また、事前協議書の内容と同じか。 3. 施設の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類を添付しているか。 (規10条の4第2項第3号、規10条の16第2項) (1) 土地の場合:不動産登記簿謄本等(賃貸の場合、賃貸契約書写しも)を添付してい (2) 建設機械の場合 ¦建設機械を個別に判別できるための情報を記した書類の写し 等(車検証の写し、又は、製造機種、製造番号等に関する情 売買契約書又は賃貸契約書及び支払い状況を証明する書類 建設機械抵当法に基づく登記を行っている場合、その謄本 (3) 建築物の場合 売買契約書又は賃貸契約書及び支払い状況を証明する書類 不動産登記を行っている場合、不動産登記簿謄本、又は、建 築確認済証の写し |売買契約書及び支払い状況を証明する書類など (4) その他構造物等 4. 産業廃棄物の中間処理を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法 を記載した書類が添付されているか。 (規10条の4第2項第4号、規10条の16第2項) 処理方法は、廃棄物処理法に違反していないか。 中間処理後に発生する廃棄物として適切な想定がされているか。 5. 産業廃棄物の海洋投入処分を業として行っている場合には、海洋汚染及び海上災害の 防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写しを添付しているか。(特別管理産業廃 (規10条の4第2項第5号) 棄物は除く

6. 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類が添付されているか。 (規10条の4第2項第6号、規10条の16第2項) (1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者 であることを説明する書類が添付されているか。 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管 理産業廃棄物の処分に関する新規許可講習の修了証の写しが添付されている 習 規 会 力工 (注:申請前5年以内に受講しているか) 講習修了者に変更がない限り、直近の新規又は更新申請時に添付した修了証 変  $\mathcal{D}$ 修 の写しと同じ修了証の写しが添付されているか。(注:講習修了者が変更して いる場合は変更後の修了証を添付) 了 証 更 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管  $\mathcal{O}$ 理産業廃棄物の処分に関する新規又は更新許可講習の修了証の写しが添付さ 写 れているか。(注:新規講習の場合は申請前5年以内、更新講習の場合は許可 期限切れ前2年以内に受講しているか) (2) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(除く監査役)又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が受講している (3) 申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事 業場の代表者が受講しているか。 (4) 講習修了者が事業場の代表者であるときは、それを証明する書類が添付されているか。(組織図の添付、代表者であること及び代表者の職務内容の証明等が 必要である。) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類が添付されて いるか。 (銀行の貸し付け決定書等を求める場合もある。) (規10条の4第2項第7号、規10条の16第2項) 8. 申請者が法人の場合には、直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書、個別注記票(確定申告書に添付のもの)並びに法人税の納付 すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し、納税証明書)が添付されている か。 (規10条の4第2項第7号、規10条の16第2項→規9条の2第2項第6号) 9. 申請者が個人の場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額 及び納付済額を証する書類(納税証明書(確定申告書の写しでも可の場合あり)が添付されて いるか。 (規10条の4第2項第7号 規10条の16第2項→規9条の2第2項第7号 10. 申請者が法人の場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書(現在事項全部証明 書等)が添付されているか。 (規10条の4第2項第7号、規10条の16第2項→規9条の2第2項第8号) 11. 申請者が個人の場合には、その住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとす る。以下同じ。)及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見 登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)が添 付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規10条の4第2項第7号、規10条の16第2項→規9条の2第2項第9号) 12. 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることの誓約書を (規10条の4第2項第7号、規10条の16第2項→規9条の2第2項第10号) 添付しているか。 13. 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代 理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が 添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規10条の4第2項第7号、規10条の16第2項→規9条の2第2項第11号) 14. 申請者が法人の場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員(相談役、 問、経営に関し、役員と同等以上の権限を有するもの等を含む)の住民票の写し及び成年 被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付されており、申請書に記述 されているものと一致しているか。 規10条の16第2項→規9条の2第2項第12号) (規10条の4第2項第7号、 15. 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する 株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これら の者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(こ れらの者が法人である 場合には登記事項証明書(法人登記簿謄本))が添付されており、 申請書に記述されているものと一致しているか。 (規10条の4第2項第7号、規10条の16第2項→規9条の2第2項第13号)

16. 申請者に令6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び成年被後 見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付されており、申請書に記述されている ものと一致しているか。

(規10条の4第2項第7号、規10条の16第2項→規9条の2第2項第14号)

17. 以下の書類が添付されているか。 (特別産業廃棄物処分業に限る。)

(規10条の16第3項)

(1) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類

(2) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類

18. 全体で矛盾はないか。(特に事業計画の矛盾に注意して下さい。)

#### 備考

◎登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明) 証明書の発行手続きは、最寄りの法務局・地方法務局(含む支局・出張所)にお尋ねください。

東京法務局のホームページにても御覧になれます。

→ http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i\_no\_02.html

#### 【参考】

〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎 秋田地方法務局戸籍課 電話 018-862-6531(代表)

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎東京法務局後見登録課 電話 03-5213-1234

#### ◎更新申請の場合の留意事項

許可更新の場合、上記の添付書類のうち2から3まで書類は、その内容に変更がない限り、添付をする必要がありません。 また、優良事業者に該当するとして更新許可申請を行う場合は、上記以外にも添付書類が必要となります。申請窓口にご相談下さい。

#### ◎新規申請の場合の留意事項

新法人を設立して申請する場合(納税に関する書類がない場合等)、収支計画書などの 経理関係書類を求めることがあります。

#### ◎その他の注意事項

- ・許可申請書に添付する各種証明書等(登記されていないことの証明書、法人登記事項 証明書、住民票の写し、納税証明書等)は、申請書提出前の3ヶ月以内に発行された ものとしてください。
- ・申請手数料の納付は秋田県証紙は、各保健所内の食品衛生協会で扱っておりますので、現金を持参していただいても結構です。
- ・必要に応じて、申請後、貸借対照表及び損益計算書の各科目の細目、事業改善計画書 (根拠書類を含む)、取引状況を記載した書類等の提出を求める場合があります。)
- ・申請を受け付けた場合でも、申請内容等により、不許可となる場合があります。 (例えば、追加提出書類を忌避等により提出しなかった場合、経理内容に著しく問題がある場合、立入検査を拒否又は忌避等している場合、報告や届出の提出を怠っていた、虚偽の報告や届出を行っていた場合など)

産業廃棄物処分業 許可申請書記入例及び その添付書類の記入例

### 産業廃棄物処分業許可申請書

平成○○年○○月○○日

(あて先) 秋田県知事

申請者

住 所 秋田県秋田市山王4丁目1番1号 氏 名 株式会社 秋田産廃 代表取締役 秋田 太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区 分して取り扱う産業廃棄物の種類 を記載すること。)	別紙のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号 事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設 置年月日、処理能力、許可年月日 及び許可番号(産業廃棄物処理施 設の設置の許可を受けている場合 に限る。)を記載すること。)	別紙のとおり
保管を行う場合には、保管を行う すべての場所の所在地、面積、保 管する産業廃棄物の種類、処分等 のための保管上限及び積み上げる ことができる高さ	別紙のとおり
事業の用に供する施設の処理方 式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

既に処理業の許可(他の都 道府県のものを含む。)を 有している場合はその許可 番号(申請中の場合には、 申請年月日) 申請者(個人である場合)	都道府県	県・市名 〇 県 〇 県	許可番号(申請中の場合には、 月日) 〇〇〇〇△△△△△ 平成〇〇年△△月××日日	<u> </u>
(ふりがな) 生 年 氏 名 (法人である場合)	三月日	本 住	籍 所 ———————————————————————————————————	
かぶしきがいしゃ あき た さ 株式会社 秋田 法定代理人(申請者が法第 1/4	産廃		市山王4丁目1番1号	
(個人である場合 (ふりがな) 生 年 氏 名	三月日	本 住	籍 所	
(法人である場合 (ふりがな) 氏 名		住	所	
	大である場合 生 年 月 日 は職名・呼称		本     籍       住     所	
## た た ろ う	月 日 名·呼称 0年4月1日	次田県秋田市( 次田県大館市( 秋田県秋田市( 秋田県北秋田市( 秋田県秋田市( 秋田県能代市(	所 山王4丁目1番 〇〇町〇番〇号 〇〇町〇番〇号 市〇〇町〇番 〇〇町〇番〇号	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済	株式の					出資の額		
総数		2 (	), (	0 0	株			
(ふり	がな)		保有す	る株式の数	又は出資の金額	本		籍
氏名又	は名称	生年月日	割		合	住		所
あきた	たろう	昭和20年	1	00,	0 0 0	秋田県秋日	日市山王4丁目1番	
秋田	太郎	4月1日		5 0	) %	秋田県秋日	日市○○町○番○号	
おおだて	じろう	昭和21年	5	50,	0 0 0	秋田県大飢	館市○○町○番	
大館	二郎	5月1日		2 5	5 %	秋田県秋日	日市○○町○番○号	
令第6条	その10に	規定する使	用人	(申請	青者に当詞		ある場合)	
(ふり	がな)	生 年 月	日		本			籍
氏	名	役職名・四	乎称		住			所
さんのう	いちろう	昭和30年11月	11月	秋田	県潟上市	昭和〇〇町	○○番	
山王	一郎	昭和事業用	<b>斤長</b>	秋田	県秋田市	〇〇町〇番	<u>○</u> 号	

#### 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

#### ※手数料欄

### 事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。又、 記載しきれない場合は、別添としてください。)

大仙市の〇〇製造工場等から発生する汚泥を、脱水機で含水率85%以下に脱水する。 脱離液は生物処理を行い、下水道に放流し、脱水ケーキは〇〇に委託して最終処分を行う。

2. 処分する産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	処分	処分量		備考		
		方法	(t/月又はm³/月)	性状	予定排出事業場の名称及び 所在地		
1	汚泥	脱水	50m <sup>3</sup> /月	泥状	〇〇市〇〇2-2		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
備	備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載してください。						

## (裏面)

			(表面)				
	産業廃棄物の種類	処分	処分量		備	考	
		方法	(t/月又はm³/月)	性状	予定排出事: 所在地	業場の名称及び	
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
備	端考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載してください。						

3. 施設の概要(許可対象外の処理施設)					
処理施設の種類	スクリュープレス式加圧脱水機				
設置場所	〇〇市〇〇3-3				
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
処理能力(最終処分 場の場合は規模)	8 m 3 / 日 (8 時間) 1 m 3 / 時				
処理対象の産業 廃棄物の種類	汚泥				
処理施設の処理方式構造及び設備の概要	「スクリュープレス式脱水機(○○社AB400)] ・スクリュープレス式加圧脱水処理 前処理後の汚泥をスクリューコンベアーの回転により前方に送りながら,回転刃と壁面の間で加圧し脱水する。 ・主要設備 自動スクリーン 1組(2台) 調整槽 40 m3 浮上分離槽 30 m3 凝集沈殿槽 30 m3 汚泥濃縮槽 30 m3 脱水機 1m3/時間ホッパー 3m3 ※ 詳細は別紙処理工程表及び図面のとおり				
放流水の水質等					
その他環境保全対策	<ul> <li>・脱臭装置 化学脱臭3 基(40 m<sub>3</sub>/分)</li> <li>活性炭脱臭3基(40 m<sub>3</sub>/分)</li> <li>処理能力(50 m<sub>3</sub>/日)</li> <li>・排水処理設備 調整槽,好気性ばっき槽,嫌気槽,沈殿槽,中和槽,放流槽</li> <li>※ 詳細及びその他の対策については,設備一覧及び</li> <li>図面のとおり</li> </ul>				

※注:記載しきれない場合は、別添としてください。

4. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

#### ア 処理の概要

搬入された汚泥を受入れ槽に投入する。スクリーンで夾雑物を取り除いた後に凝集剤を添加する。スクリュープレス式脱水機で,加圧脱水し,含水率8 5 % 以下とする。脱水ケーキは委託して最終処分(埋立)する。

#### イ 処分業務を行う時間

営業時間 午前8時30分~午後5時30分 作業時間 午前9時 ~午後5時(8時間)

休業日 第2·4土曜日, 日曜日, 祝祭日, 旧盆, 年末年始

ウ 社内体制

処理責任者〇〇 現場責任者〇〇 現場作業員〇〇 , 〇〇

運転手〇〇 事務取扱者〇〇

工 事務管理体制

役員の〇〇を事務処理の総括責任者とする。

事務実務担当者2 名を配置し、業務上の事務手続き(受託・委託契約、マニフェスト処理等)及び行政に対する事務手続き(年報・維持管理報告等)を担当させる。

オ 従業員に対する社内教育体制

産業廃棄物の処理業の許可申請に関する講習会を受講した取締役〇〇に社内教育を担当させる。許可取得までに、産業廃棄物処理担当職員を対象とした産業廃棄物の処理に関する講習会を開催する。

許可取得後は社内教育計画に基づき、定期的(月1回以上)に社内講習会を開催して、 廃棄物の適 正処理及び場内の安全管理を図る。

カ 維持管理体制及び維持管理計画

別紙のとおり

キ 処理フロー

別紙のとおり

ク 取扱う産業廃棄物の受託体制とチェック体制

別紙詳細のとおり

ケ 処理後の廃棄物の保管

脱水処理後に発生した脱水ケーキは、ホッパーに一時的にストックするが、速やかに最終処分場に搬出する。廃棄物の保管は原則的に行わない。

○○年○○月○○日現在

役 員	政令で第4 条の6に定 める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
3 人	1 人	5 人	5 人	4 人	人	18人

- 1 役員以外の使用人等は、原則として申請者と雇用関係にあることが必要です。雇用関係にない場合、「委託基準違反」等に問われる場合があります。
- 2 従業員数の記載方法が不明の場合は、組織図を作成の上相談してください。
- 3 記載しきれない場合は、別添としてください。 (日本工業規格 A列4番)

   処分後	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類				
処分後の産業	汚泥 (	含水率85%未満)			
廃棄物の種類					
発生量	1 6 0 t / 月				
(t/月又はm³/月)					
	1 自己处	L理、委託処理の状況			
	自己処理	(処分場所)			
		(処分場所連絡電話番号)			
   処理方法	委託処理 (含む 売却)	(処分業者名) 秋田県環境保全センター			
		(処分業者住所) 秋田県大仙市〇〇〇			
		(処分業者連絡電話番号) 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇			
		(処分場所所在地) 秋田県大仙市〇〇〇			
		(処分場所連絡電話番号) 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇			
	埋立	大況 立処分、海洋投入処分、中間処理、売却の別 立処分 間処理、売却の場合は具体的な方法			

- 備考1) 処分後の産業廃棄物の種類毎に別葉にして記載してください。
- 備考2) 処理方法別に別葉にして記載してください。
- 備考3) 脱法的な売却は、法に違反しますので留意願います。

#### 5. 環境保全措置の概要

(各施設ごとに講ずる措置について記載)

#### (1)中間処理施設において講ずる措置

#### ①飛散·流出防止

処理能力及び保管能力を超える廃棄物は受け入れない。

また, 処理施設の搬入口は, 搬入搬出以外は常に扉を閉じておき, 施設内で漏出事故が起きても施設 外に流出しないようにする。

#### ②悪臭の防止

悪臭の発生源に防臭剤を散布し、悪臭が発生しないようにするとともに、搬入搬出以外は常に扉を閉じておき、臭気が漏出しないようにする。

施設設置の建物に脱臭装置を設置し臭気を取り除く。

#### ③騒音の防止

脱水処理施設の騒音発生源に防音装置を取り付ける。また、建物全体を遮音するために防音装置を 取り付ける。

#### ④振動の防止

特に振動の発生はないが、脱水機の基礎に振動防止ゴムを設置し振動の防止をする。

⑤排水処理(生活環境への対策)

脱水処理施設から発生する排水は、施設内に設置してある水処理施設で処理した後に公共下水道に 放流する。

⑥その他(生活環境への対策)

場内及び搬入道路を常に清掃し、清潔に保持に努める。

搬入搬出及び作業時間は午前8時30分から午後5時までとし、時間外の作業及び車両の搬入は行わない。

#### (2)保管施設において講ずる措置

脱水処理施設及び脱水処理後の貯留ホッパーは,屋内に設置してあり,脱臭装置を設置し臭気を取り除く。ホッパーに貯留している脱水汚泥は,毎日最終処分場に運搬し,脱水 ケーキの保管は行わない。

## 使用設備、使用重機、使用容器等写真貼付用紙

## (写真1)

- ・全体が明確になる写真 (前部、側部、上部、内部等の写真)
- ・重機等の場合は、機種が明確になる写真
- ・重機等の場合は、製造番号等が明確になる写真

設備、	使用重機
容器名	3称等

(写真2)

(写真3)

## 1 事業開始にあたり資金を必要とする場合

	事業の開始に	要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類					
	内 訳	金額(千円)					
事業の開始に要する 資金の総額		24, 500					
	土地	購入費 6,000					
	事務所	造成費 2,500 建設費 5,000					
	施設	購入費(タンク車、バン) 2,000					
		造成費 2,000 建設費 4,000					
	看板制作費	4 0 0					
	事務費	6 0 0					
調	自己資金	5, 000					
	借入金	19,500					
達	(借入先名) ○ <b>×銀行</b>	19,000					
	△□銀行	5 0 0					
方	,						
	その他						
法	増資						
備考	内訳欄の事項に	こついては、事業計画に応じ適宜変更すること					

2 事業開始にあたり資金を必要としない場合(その理由を記述してください)

#### (注意事項)

- 1 1又は2のいずれか該当するものに○をして、必要事項を記入してください。
- 2 事業の開始に要する資金の内容とは、事業の要に供する施設、資材の取得費用、施設に付随した経費(調査費、測量費、設計委託料、許認可費用、人件費、税、消耗品等)、当座の運転資金等のことです。
  - それぞれの内容と金額を項目ごとに区分して記載してください。
- 3 記載内容によっては、追加資料の提出を求めることがあります。

	資産に	関 す る 調 書	年 月 日現在
資産の種別	内 容	数量	価格、金額(千円)
現金預金	〇×銀行定期預金		3, 000
有価証券	(株)○×の株式	1,000(株)	1 0 0
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅宅地、駐車場土地	$1~1~0~\mathrm{m}^{~2}$	20,000
建物	自宅	1 棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3, 000
その他			
	資産	<b>∄</b> †	38, 100
負債の種別	内 容	数量	価格、金額(千円)
長期借入金	〇×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		5 0 0
未 払 金			
預り金			
前 受 金			
買掛金			
支払手形			
その他			
	負 債	<b>≅</b> +	19,500

## (注意事項)

- (在息事項)
  1 この調書は、申請者が個人の場合のみ作成してください。
  2 土地、建物等の価格は評価額等により記入してください。(税申告のものと一致するようにしてください。)
  3 固定資産証明書を添付してください。(証明書は市町村で発行しています。固定資産がない場合でも証明書は必要となります。)
  (日本工業規格 A列4番)

## 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成○○年○○月○○日

申請者

住 所 秋田県秋田市山王4丁目1番1号

氏 名 **株式会社 秋田産廃 代表取締役 秋田太郎(代表者印)** 

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

秋田県知事 佐竹 敬久 様

産業廃棄物処分業 許可申請書及び 添付書類様式集

### 産業廃棄物処分業許可申請書

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者

住 所

氏 夕

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所電話番号
	事業場電話番号
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設 置年月日、処理能力、許可年月日 及び許可番号(産業廃棄物処理施 設の設置の許可を受けている場合 に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行う すべての場所の所在地、面積、保 管する産業廃棄物の種類、処分等 のための保管上限及び積み上げる ことができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方 式、構造及び設備の概要	
※事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

道府	処理業の許可(f 県のものを含む	。)を	都道府	・県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請 <sup>4</sup> 月日)	年
	ている場合はそ					
	・(申請中の場合	には、				
申請	年月日)					
申請	者(個人であるな	昜合)				
	(ふりがな)	生年	三月日	本		
	氏 名			住		
	(法人である	る場合)				
	(ふり	がな	)	住	所	
	名	称	,		-	
	~H	.151.				
法定	代理人(申請者)	が法第 1	4 条第 5 項 5	<u> </u>	する未成年者である場合)	
	(個人でる			17 2 17 (- 7967)		
	(ふりがな)			本	·	
	氏 名	<u> </u>	- )1 H	住		
	1 1			J.L.	. 171	
	(法人でる	ある場合	>)			
		がな)	/	住	所	
	氏	- ,		1	721	
<u> </u>	役員(法定代理	里人が法	人である場	·合)		
	(ふりがな)	J.	上 年 月 日		本籍	
	氏 名		職名・呼称		住所	
	7	10	1100 1101	,	L	
Zn ⊢	(h == + 2021 :		. ^ \			
役員	(申請者が法人)					
		生 年		本	籍	
	氏 名	役職	A · 呼称	住	所	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の				出資の額		
			ملياء	山頂の領		
総数		1	株	_		
(ふりがな)			る株式の数又は出資の金額	本 住		籍
氏名又は名称	生年月日	割	合	住		所
<b>                                      </b>	担党する体	. HI Y	(由誌孝)ァ 坐き	を信用しがう	なる担合)	
<b>一</b>				 亥使用人がる	ある場合)	Ms
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がる	ある場合)	籍
		月		 亥使用人がさ	ある場合)	籍 所
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がさ	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がさ	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がさ	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がさ	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	変使用人がな	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本		ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	女使用人がな	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	変使用人がな	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本		ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本		ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	女使用人があ	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	女使用人がな	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	女使用人があ	ある場合)	

#### 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当 するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した 書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準 ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し 業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認め られる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

#### ※手数料欄

### 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所電話番号
	事業場電話番号
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設 置年月日、処理能力、許可年月日 及び許可番号(産業廃棄物処理施 設の設置の許可を受けている場合 に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行う すべての場所の所在地、面積、保 管する特別管理産業廃棄物の種 類、特別管理産業廃棄物に係る処 分等のための保管上限及び積み上 げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方 式、構造及び設備の概要	
※事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

道月	に処理業の許可(他の都 府県のものを含む。)を	都道府	:県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年 月日)			
	している場合はその許可						
	号(申請中の場合には、						
申記	請年月日)						
申詞	請者(個人である場合)						
	(ふりがな) 生 年	三月日					
	氏 名		住				
	(法人である場合)						
	(ふ り が な	)	住	·····································			
	名称	,		~,			
-	. <del>Г</del>						
<b>法</b>	定代理人(申請者が法第1		第2号ハに規定	する未成年者である場合)			
	(個人である場合		<u> </u>				
-	(ふりがな) 生 年			·			
	氏 名	- )1 H					
-	Д 4		J.L.	. //!			
	 (法人である場合	>)					
	(ふりがな)	,	住				
	氏 名		,				
	, ,						
_	役員(法定代理人が法	人である場	·合)				
	(ふりがな) 生	上 年 月 日	本籍				
		職名・呼称		住所			
	7 7 7	2 det 5 1 1/1	<u> </u>	L //			
<b>ДП</b> . П	旦 (由ませぶ)としゃとった	1 ^ )					
佼	員(申請者が法人である場						
	(ふりがな) 生年		<u></u>	籍			
	氏 名 役職 🧷	と 呼称	住	所			
-							
-							
<b> </b> -							
$\Box$							

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の				出資の額		
			litle	山頂の領		
総数			株			
(ふりがな)			る株式の数又は出資の金額	本 住		籍
氏名又は名称	生年月日	割	合	住		所
	坦宁ナスは	. HI Y	(由誌学に出き	女体田 しがっ	なる担合)	
ト 令第6条の10に 「(こればな)				 亥使用人がる	ある場合)	hote
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がる	ある場合)	籍
		月		 亥使用人がさ	ある場合)	籍 所
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がさ	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がる	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がる	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がさ	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がる	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本		ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	変使用人がる	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	変使用人がる	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	 亥使用人がる	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本		ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本		ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本	変使用人がる	ある場合)	
(ふりがな)	生 年 月	月	本		ある場合)	

#### 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当 するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した 書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

#### ※手数料欄

## 事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。又、記載しきれない場合は、別添としてください。)

2. 処分する産業廃棄物の種類及び運搬量等

				T	
	産業廃棄物の種類	処分 方法	処分量 (t/月又はm³/月)	性状	備 考 予定排出事業場の名称及び 所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載してください。

# (裏面)

			(表面)			
	産業廃棄物の種類	処分	処分量		備	考
		方法	(t/月又はm³/月)	性状	予定排出事: 所在地	業場の名称及び
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
備	考 取り扱う産業廃	棄物の種	類ごとに記載し	てください。	)	

3. 施設の概要(許可	対象外の処理施設)							
処理施設の種類								
設置場所								
設置年月日								
処理能力(最終処分								
場の場合は規模)								
処理対象の産業								
廃棄物の種類								
処理施設の処理方式								
構造及び設備の概要								
放流水の水質等								
その他環境保全対策								
※注:記載しきれない場合は、別添としてください。								

4.	処分業績	<b>答の具体的な</b>	計画(処分業	務を行う時間	引、休業日、統	組織及び従	業員数を含む。)
						年	月 日現在
î	2 員	政令で第4 条の6に定 める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
	ī		r	r	r		,
1	人 役員以夕	人                 	人 _ は、原則とし	人 て申請者と原	<u>人</u> 雇用関係にあ	<u>人</u> うることが』	

- 係にない場合、「委託基準違反」等に問われる場合があります。 2 従業員数の記載方法が不明の場合は、組織図を作成の上相談してください。
- 3 記載しきれない場合は、別添としてください。 (日本工業規格 A列4番)

# (裏面)

処分後(	の産業廃棄	物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類						
処分後の産業								
廃棄物の種類								
発生量								
(t/月又はm³/月)								
	1 自己处	型理、委託処理の状況						
	自己処理	(処分場所)						
		(処分場所連絡電話番号)						
60.7EF → 24-	委託処理	(処分業者名)						
処理方法	(含む 売却)	(処分業者住所)						
		(処分業者連絡電話番号) 						
		(処分場所所在地)						
		(処分場所連絡電話番号)						
	2 処理場	<b>长況</b>						
	(1) 埋立処分、海洋投入処分、中間処理、売却の別							
	(2) 中	間処理、売却の場合は具体的な方法						

- 備考1) 処分後の産業廃棄物の種類毎に別葉にして記載してください。
- 備考2) 処理方法別に別葉にして記載してください。
- 備考3) 脱法的な売却は、法に違反しますので留意願います。

5. 環境保全措置の概要 (各施設ごとに講ずる措置について記載)	 	 
	コ <b>圭(</b> )	
	二年久/	

# 使用設備、使用重機、使用容器等写真貼付用紙

## (写真1)

- ・全体が明確になる写真 (前部、側部、上部、内部等の写真)
- ・重機等の場合は、機種が明確になる写真
- ・重機等の場合は、製造番号等が明確になる写真

設備、	使用重機
容器名	3称等

(写真2)

(写真3)

## 1 事業開始にあたり資金を必要とする場合

	事業の	開始に	要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
	内 訴	1	金 額 (千円)
事業質金	の開始に嬰 の総額	要する	
	土地		
	事務所		
	施設		
	<u></u>	× A	
調	自己資		
	借入		
達	(借入先 	名) 	
方			
	その	他	
法	増	資	
備考	内訳欄⊄	つ事項に	こついては、事業計画に応じ適宜変更すること

2 事業開始にあたり資金を必要としない場合(その理由を記述してください)

### (注意事項)

- 1 1又は2のいずれか該当するものに○をして、必要事項を記入してください。
- 2 事業の開始に要する資金の内容とは、事業の要に供する施設、資材の取得費用、施設に付随した経費(調査費、測量費、設計委託料、許認可費用、人件費、税、消耗品等)、当座の運転資金等のことです。
  - それぞれの内容と金額を項目ごとに区分して記載してください。
- 3 記載内容によっては、追加資料の提出を求めることがあります。

		資	産	に	関	す	る	調	書	年	月	日現在
資産の種別	内	容					米女	女	量	価格、	金額	(千円)
現金預金												
有価証券												
未収入金												
売 掛 金												
受取手形												
土 地												
建物												
備 品												
車 両												
その他												
	資		產	Ē	•	計						
負債の種別	内	容					米女	女	量	価格、	金額	(千円)
長期借入金												
短期借入金												
未 払 金												
預り金												
前 受 金												
買掛金												
支払手形												
その他												
	負		信	Ė	•	計						

## (注意事項)

- (在息事項)
  1 この調書は、申請者が個人の場合のみ作成してください。
  2 土地、建物等の価格は評価額等により記入してください。(税申告のものと一致するようにしてください。)
  3 固定資産証明書を添付してください。(証明書は市町村で発行しています。固定資産がない場合でも証明書は必要となります。)
  (日本工業規格 A列4番)

# 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名 (印)

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

秋田県知事 佐竹 敬久 様